## 中野区行政財産使用料条例新旧対照表

第1条~第8条 (略)

附 則 (略)

別表(第2条関係)

1~11 (略)

12 中野区立教育センター分室

施設	単位時間	
	午前9時~正午	午後1時~午後5時
研修室A	1,500円	2,000円
研修室B	1,200円	<u>1,500円</u>
研修室C	<u>500円</u>	<u>700円</u>

改正案

# 13 中野区立野方図書館

# (1) 会議室二等

施設	単位時間		
	午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後6時~午後10時
会議室二	<u>700円</u>	1,000円	1,000円
会議室三	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>
会議室四	200円	<u>300円</u>	<u>300円</u>
会議室五	<u>900円</u>	1,300円	1,300円
会議室六	<u>400円</u>	<u>700円</u>	<u>700円</u>
会議室七	<u>200円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>
会議室八	<u>200円</u>	<u>300円</u>	<u>300円</u>

(2) 会議室九

第1条~第8条 (略)

附 則 (略)

別表(第2条関係)

1~11 (略)

12 中野区立教育センター分室

施設	単位時間	
	午前9時~正午	午後1時~午後5時
研修室A	2,000円	2,700円
研修室B	1,600円	2,000円
研修室C	<u>700円</u>	<u>900円</u>

現行

#### 13 中野区立野方図書館

# (1) 会議室二等

施設	単位時間		
	午前9時~正午	午後1時~午後5時	午後6時~午後10時
会議室二	<u>1,000円</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>
会議室三	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>600円</u>
会議室四	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>
会議室五	<u>1,200円</u>	<u>1,800円</u>	<u>1,800円</u>
会議室六	<u>600円</u>	<u> 900円</u>	<u>900円</u>
会議室七	<u>300円</u>	<u>400円</u>	<u>400円</u>
会議室八	<u>300円</u>	400円	<u>400円</u>

(2) 会議室九

施設	単位時間	
	午前9時30分~午後2時30分	午後3時~午後8時
会議室九	900円	<u>900円</u>

#### 14 中野区立学校

## (1) 体育館

施設	単位時間	
	1回(3時間以内)	
小学校体育館		1,300円
中学校体育館		1, 900円
中学校小体育館		<u>900円</u>

#### (2) 附属設備

設備	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館冷暖房設備	1,000円
中学校体育館冷暖房設備	2,100円
中学校小体育館冷暖房設備	<u>700円</u>

15 (略)

<u>附 則</u>

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に中野区行政財産使用料条例別表12の表及び別表13の表に掲 げる施設について施行日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料について は、改正後の別表12の表及び別表13の表の規定を適用した額とする。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可(前項に規定する場合の使用の許可を除く。)を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

施設	単位時間	
	午前9時30分~午後2時30分	午後3時~午後8時
会議室九	1,200円	1,200円

#### 14 中野区立学校

## (1) 体育館

施設	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館	<u>900F</u>
中学校体育館	<u>1, 300F</u>
中学校小体育館	<u>600F</u>

#### (2) 附属設備

設備	単位時間
	1回(3時間以内)
小学校体育館冷暖房設備	<u>900円</u>
中学校体育館冷暖房設備	1,800円
中学校小体育館冷暖房設備	<u>600円</u>

## 15 (略)